

平成27年2月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 平成27年2月17日(火)
- 2 会 場 都城市役所本館6階第1会議室及び南別館第1会議室
- 3 開始時間 午前11時00分(午後0時45分から午後1時30分まで休憩)
- 4 終了時間 午後5時30分
- 5 出席者 小西委員長、島津委員、中原委員、赤松委員、黒木教育長
その他の出席者
児玉教育部長、杉元教育総務課長、久保田学校教育課長、肥後
スポーツ振興課長、月野生涯学習課長、新宮文化財課長、堀ノ
園学校給食課長、長友山之口教育課、新地高城教育課副課長、
中沢高城教育課主査、川畑山田教育課長、木下高崎教育課長、
新甫図書館長、後藤美術館長、稲吉都城島津邸館長、東教育総
務課副課長、岡田教育総務課主幹
- 6 会議録署名委員 島津委員、赤松委員

7 開会

○小西委員長

ただいまより、2月の定例教育委員会を開催します。午前中に教育部長の報告と教育長報告をいただき、午後から議案等の審議を行いたいと思います。皆様のご協力をお願いします。

8 前会議録の承認

○小西委員長

平成27年1月定例教育委員会の会議録につきましては、すでに原案が届いていると思いますが、内容についてご異議ございませんでしょうか。それでは、前会議録を承認いたします。

9 会議録署名委員の指名

本日の会議録の署名委員に、都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則第15条の規定により、赤松委員、中原委員をお願いいたします。

10 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正について

○教育部長

先般、長崎市でありました九州教育長臨時説明会に教育長代理で出席しましたので、報告いたします。まず、講師は文科省初等中等教育教育局の堀野昭三企画官でございました。レジメの方をご覧いただきたいと思いま

すが、会長が長崎市の馬場豊子教育長で、この方の話の中で、各自治体の方では、法の改正による手続きの段階に入っている。疑問が残らないように細かな質問も聞かせていただきたいと開会のあいさつがありました。その後、堀野企画官の冒頭の所見ということで、約60年ぶりの改正ということである。しかし、教育委員会の廃止論が消えたわけではないと話がありました。今後、教育委員会の存在意義をアピールすべきと考える。この法改正で、市長の立場、教育長の立場、一般教育委員の立場としては、それぞれ大きな影響はないと考えますとありました。教育委員会は合意の行政機関であるということで、後ほど出てきますが、総合教育会議は決定機関ではないと、あくまでも、協議いただいた案件は教育委員会で協議され、決定されるものであるということです。市長の方から様々な提言なりが総合教育会議の中であるだろうとは思いますが、今後の検討課題としては、先ほど申し上げた教育委員会の存在意義をアピールすべきだ、教育委員会の情報発信を行う工夫が必要だと、特に各教育委員、お一人おひとりの存在意義をアピールするために、情報発信する場、ホームページとか、教育委員会だより等が必要ではないかとありましたので、今後、工夫が必要かなと思いました。

それでは改革のポイントだけ申し上げます。この法律案の概要ということで、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ地方教育行政の責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに地方に対する国の関与の見直しを図るために地方教育行政制度の改革を行うというのが趣旨でございます。概要としては、4つございます。一つ目は、教育行政の責任の明確化ということで、1番目については、教育委員長と教育長の一本化した後の責任者に新教育長を置くということです。それから、2番目には、新教育長については、首長が議会の同意を得て、任命、罷免を行うということになります。3番目には、教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することになります。4番目に、教育長の任期は3年とするということで、これまで4年でしたが、委員ではなくて教育長ということになりますので、3年となります。5番目に教育委員会から教育長に対し、教育委員会会議の招集を求めることができるということになります。これは、教育委員の3分の1の求めがあれば、教育委員会会議の招集を教育長に対し求めることができるということになります。また、教育長は委任された事務の執行状況を教育委員会に報告するということがございます。これは、今までも同じようにやっていただいておりますので、大きな変化はないと思えます。2つ目に、総合教育会議の設置、大綱の策定が必要となることとございます。首長、市長と読み替えてもらって構いませんが、市長は総合教育会議を設けるということで、会議

は市長が招集して、市長、教育委員会で構成されることとなります。市長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定するということとなります。会議では、大綱の策定、教育条件の整備等を重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について、協議調整を行うこととなります。調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなくてはならないということとなります。地方公共団体への関与の見直しということで、いじめによる自殺の防止と児童生徒の生命または、身体への被害の拡大、または、発生を防止する緊急の必要がある場合に文部科学大臣が教育委員会に指示ができることを明確にするために、法の見直しをしています。総合教育会議及び教育委員会の会議の議事録を作成し、公表するように努めなくてはならないと、これまでも教育委員会の会議については、公表をしていますので、大きな変化ないものと思います。それから、現在に教育長は委員としての任期満了まで、これまでの例により在職するということとなります。政治的中立性、継続性、安定性を担保するため、教育委員会は引き続き執行機関として職務権限は従来通りとするとなっています。これが、施行期日が今年の4月からとなっています。これが法律の概要の内容となります。

法律の施行日が、先ほども申しあげたとおり27年4月1日となります。新教育長への移行の2つのパターンがございます。4月1日以降も在職する場合、本市の教育長の場合そうなる訳ですが、27年4月1日以降に、新教育長が市長から任命をされる。その時に、教育長の任期満了に伴って、委員長としては、任期途中でも退任をしていくこととなります。3月31日に任期満了となる場合もございますが、本市には該当いたしません。各委員の任期については、平成30年度までに任命される委員の任期というのは、1年以上4年以内で市長が定めることとなります。委員の任期が偏らないよう調整をしていくこととなります。この経過措置というのは、教育委員会の継続性、安定性を保つ効力があるとなります。新教育長について、直接、市長部局から教育長の辞令が出るということとなります。こういう形で委員の任期が27年4月1日以降調整をさせていただくということで、1年から4年以内で、1期目で調整させていただくこととなります。

教育委員長と教育長を1本化した新教育長の設置ということで、新教育長については、教育委員会を構成しますけれども、教育委員ではないということとなります。教育長プラス4人の教育委員で新しい教育委員が構成されるということとなります。このことによって、首長が直接、教育長を任命することによって、首長の任命責任が明確化となります。新教育長については、先ほど申しあげたとおり特別職となります。常勤となり、任期

が3年となります。問題があった時は処分は自らやっていくこととなります。特別職ですので議会の同意職となります。第一義的にも責任者が教育長であることが明確になるということです。緊急時にも常勤の教育長が教育委員会会議の招集のタイミングを判断して開催していくこととなります。新教育長は任命の議会同意に関しては、重要な職責に鑑みて所信表明を行うこととなります。質疑を議会から受けることとなります。そういった丁寧な手続きを経ることが必要だとなりますので、今後、新教育長の体制となりますと議会との調整等の手続きをしていく、立候補表明をしていくこととなります。

教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化ということでございます。新教育長の判断により教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現というのが図られる。教育委員のチェック機能の強化ということで、会議が定例的、逐次、あるいは、委員の求めに応じて開催が可能となるといったことで教育委員会の審議の活性化ということが出てきます。新教育長の代理、職務代理者はこれまでは規則でうたっていますが、教育部長、教育総務課長、学校教育課長の順番で、緊急で教育長の職務代理をする場合に、規則がございしますが、制度の改正で職務代理者というのは事務局職員ではなく、委員の中から選任することとなります。しかし、職務代理者が事務局を指揮監督、事務執行を行えない場合、当然、常勤職ではございませんので、非常勤職ということですので、その職務を事務職職員に委任することが可能になります。

全ての地方公共団体に総合教育会議を設置することについては、首長が、先ほど申し上げたとおり、招集をしていくもので、内部会議ではなく、原則公開となります。最終的な執行権限は教育委員会に留保されています。これが政治的中立性の確保ということになります。協議調整事項というのは、教育行政の大綱の策定というのは首長が任期中に1回は策定しなければならないということです。大綱の策定については、総合教育会議の中で提案されて、委員の方と意見交換しながら決定していくこととなります。教育の条件整備など重点的に講ずべき施策について協議調整を行うこととなります。児童生徒等の生命、身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置で必要に応じて総合教育会議が開催されることとなります。調整協議という言葉がございしますが、協議については調整を要しない場合を含めて自由な意見を交換して幅広く行えるものを意味するということです。調整というのは、首長の権限に属する事務との調和を図ることを意味するということになります。総合教育会議の持ち方ということで、ここで方向性を共有し、一致して執行にあたることが重要になってまいります。

大綱の制定については、教育の目標や施策の基本的な方針を首長が大綱

という形で策定をされます。首長と教育委員会が十分に協議調整を尽くすことが非常に大事なこととなってまいります。国が作っている教育振興基本計画、その他の計画を定めている場合、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が首長が定める大綱に該当すると考える場合は、委員会と協議調整して大綱策定は必要ない場合もあります。ただ、都城市ではまだ教育振興基本計画を作っておりませんので、教育基本方針、総合計画はございますが、今後、そういったものも作っていく必要があると思います。

条例、規則等の制定、改正、廃止が法の改正に伴い必要となります。教育長はこれまで地方公務員法の一般職ということで適用がありましたが、特別職として、地公法の適用が無いことになりました。勤務形態というのは今までとあまり変わりません。勤務時間や職務専念義務を課す新たな規定というものが必要となってまいります。教育長の位置付けの変更、教育長の職務代理者の関連等が、今後、条例、教育委員会の規則の改正等が出てきます。そういったものを逐次進めておまして、午後の教育委員会議の中でお示しをして、規則の廃止、改正、新しい制定が出てまいります。あくまでも、これら条例規則等の適用は新教育長となってからとなります。それまでは、従前の例により、経過措置として、何ら変わりません。

こういった内容が先般の会議の中で説明がありました。概略説明をさせていただきます。

○小西委員長

ご質問はございませんでしょうか。

○島津委員

当市において、新教育長が議会の同意を得て任命されるのは、最短では30年ですか。また、黒木教育長の教育委員の任期が終わった時点で、任命するということですか。実際にはその前の12月議会等で議案として挙がるということになりますか。

○教育部長

そのとおりです。委員の方と同じように、就任前の議会で提案されると思います。

○中原委員

総合教育会議というのは、会議名ということで、会議が増えていろんな問題に取り組むということですか。

○教育長

総合教育会議は定例は年に1回だけですか。

○教育部長

総合教育会議は、年に1回開催しようが、定期的に毎月開催しても構わないということです。これは、あくまでも首長と教育委員の意見交換の場み

たいな形でもありますので、定期的に行うか、年に1回でいいのかは、話し合いで決めていただくことになると思います。教育費の部分で市として取り組むべきではないかという委員の方々の意見も総合教育会議の中で提案いただいて協議していただければと思います。先般、市長査定の場で教育長からお話しいただきましたので、28年度に向けて、ここは力を入れた方がよいのではないかと、市長の方に理解を深めていただく機会となるのではないのでしょうか。こういったことが定期的になかなかできなかったため、今度は総合政策課が事務局となって、教育総務課と調整しながら、きっちりと総合教育会議を開催していくことになると思います。市長は色々な提言をお持ちなので、教育委員会に提言されていくのではないのでしょうか。定期的というか、何か月に1回は開催する形でやっていく可能性があるのでと思います。

○小西委員長

先のことですが、この様な事務局の色々な議案、報告について共有する場というのが総合教育会議とは別に、定例会みたいなものが予定されているのでしょうか。

○教育部長

教育委員会は月1回開かれています。従前とほとんど変わりなく開かれることになると思います。新教育長になると、全て教育長が招集をしていきますので、緊急性とか、早いうちに教育委員にお知らせして、情報提供して、いろんな意見をいただいて、決定していただくことが必要だと判断されれば、逐次、教育委員会議をこういった内容で開催していきたいとお話があるかと思いますが、ただし、あくまでも決定は教育委員会の全体の合意ということに従わなければいけませんので、そういう形になると思いますし、定例教育委員会は月1回は必要だと思います。総合教育会議で出した内容についても、決定いただくのは教育委員会ですので、定例会は定期的で開催する必要があると思います。

○赤松委員

教育委員会の職務権限として地教行法に与えられているものについては、首長が責任をもって施行するものではないと歯止めが書かれています。教育委員会の職務権限の範疇にあるものは、あくまでも、教育委員会の職務権限の中で行われるということになります。大綱の規定はという形で、首長に権限を与えるものではないと規定されているので、基本的には変わらないということだと思います。

○教育部長

総合教育会議の中で、協議する内容もあくまでも教育委員会の決定事項は決定事項ですから、それとは別に調整していく内容のものを協議されて

いくことになると思います。また、市長の権限に関することについて、申し上げるのもどうかと思います。

○小西委員長

ありがとうございました。以上で、教育部長の説明は終わりました、教育長の報告をお願いします。

10 教育長報告

○教育長

2月7日の壮年団体連絡協議会において、市長と教育長と語る会がありました。その内容について報告いたします。壮年団連絡協議会から質問がありまして、その質問に答えた内容です。

教育長の教育方針についてということで質問がありまして、1つ目は、都市の小中学校での学校運営協議会に取り組んでいるが、その成果は上がっているかという質問でした。学校運営協議会は昨年度の酒匂教育長の時に全学校に作られたもので、今年が2年目ということで、運営をしているところです。いろんなところで、地域の方が学校を訪れたり、ボランティアとして活動するなどの成果も出ているのが現実です。地区としては、山田地区が一つのモデルになっています。小学校では、明道小学校と西岳小学校が研究指定校になっています。それ以外にも、高城中学校区では、高城中学校運営協議会の中に、学校運営後援会を作られた。これは、学校支援ボランティアにはお金がいるだろうということで、自分たちでお金を集めてくれる後援会を作ってくださいました。12月議会で江内谷議員が質問をされ、自分のところはこういう事をやっているといわれ、明らかになった。学校運営協議会で学校を支えるということが認知されてきているかなと思っています。とりわけ、学校の応援団として、家庭と学校と地域が一体となって、地域の子どもは地域で育てるということを実質化し、地域共同体の核となるものとして、学校改革に期するものとして考えていますと申し上げました。そのことは、池田市長が3本目の柱に掲げている子どもは宝を各地区で実現していただく方向にある教育委員会の施策として考えていると申し上げました。できれば、3年目ですので、さらに、これを進めていきたいと申し上げました。イメージとしては、地域共同体の核としての学校群のイメージですが、例えば中学校があって、そこに通う小学校があって、これを一つのブロック、単位として、学校チームとして考えていく。一つのブロックを木に例えれば、都城という山があって、そこにいろんな木が生えている。その木がそれぞれ茂っていくことによって、山が茂る、山が豊かになるという発想で、捉えています。中学校区毎の取り組みを豊かにしていただくことが大切だということで、形態はいつでもいいんだけど、学校に生起する子どもたちに生起するいろんな問題をチームとして、学校チーム化ということで考えていきたいという

ことで、とりわけ、いじめ、不登校もあります、学力の問題もあります、いろんな問題を学校運営協議会の中で捉えていただきたいということを申し上げているところです。したがって、あとで出てくる小中一貫というのもこの中で考えてください。いろんな問題もこの中で解決していきましょうということでございます。やはり、どうしても、家庭が最小の単位なんですけれど、家庭が崩壊していたら、その子どもは救われない。家庭に戻しても家庭がダメなところは地域がそれを下支えして行って、その地域で子どもをちゃんと支えてくださいよと、家庭の教育が悪い、悪いと言っているかもしれない訳で、その地域がサポートするという体制を作っていたらいいかという子どもは網の目から落ちこぼれてしまう。やはり、地域全体で取り組むという姿勢が必要かなと、考えているということでございます。例えば、これは山田地区の場合どうなっているか言いますと、これは山田中学校ですけれど、中学校の学校運営協議会があって、そのもとにボランティアの組織が走っているんですね。学校支援ボランティアという組織があって、ここのコーディネートをやる方が、学校運営協議会に入っていって、この学校運営協議会で色々協議しまして、こういう事、ああいう事が必要ですよと言えば、ここの代表の方が学校ボランティアを動かして、協力するという体制ができていて、そのもとに、地域コーディネータ部、学習支援部、学校評価部といった形で、ここはPTAの役員の方を巻き込んで、部を作って、全体を動かしているという形になっています。小学校が3つあります。木之川内小学校と中霧島小学校と山田小学校の3つと一緒に中学校と協議をされているということで、ここが一番先進的に進んでいる学校です。これが一つのモデルです。ただし、こうでなければいけないというわけではありません。ともかく、地域がやれる方向でやっていただくということで、例えば、明道小学校ですけれど、まだなかなかですけれど、これは学校支援ボランティアの組織が3つ立ちあがっていて、学校教育活動の支援、学校環境整備の支援、学校安全の支援という、3つの実働部隊が走っています。これらの人たちが、学校運営協議会の求めや、学校の求めに応じて学校をサポートしていくという体制を作っているということです。ですから、学校によっては、山田と同じようにはやれないかもしれないけれども、何らかの実働部隊を立ち上げてもらって学校を支援していきましょうという形ですね。西岳小学校の場合は、学校運営協議会があって、それがまちづくり協議会に相談をする形になっています。まちづくり協議会がコーディネーター的役割を果たしていて、そして支援の要請を既存の組織にお願いをする。高齢者クラブとかいろんなところをお願いをして、それが、実働組織になっている。また学校が色々学校運営協議会と協議をしながら廻していくと言う一つのサイクルを作っている。これが西岳地区のやり方です。これは既存の組織をうまく活用しながら、学

校を支援していく。地域でもって、学校を支え、子どもたちを支える。ですから、学校運営協議会はあるんだけど、そのもとでどういうことをしていくかは、地域の実情に合った、実際、地域がサポートされる形、そして学校がサポートされる形を作ってくださいという風をお願いをしているところでございます。これが、学校運営協議会と実働部隊の関係なんです。例えば、大王小学校では、おやじの会というのがありまして、それが学校の支援をいろいろやっている、何らかの形で学校をサポートしていく、それが学校運営協議会が元締めになってやるということが大切で、地域の子どもたちを守って、また、学校を活性化していく方策かなと思っているところでございます。

次に、教育長が掲げる5つの方針の中で何を最も重視しているのかという質問でした。すべてを重視していますと答えました。まずは、生きる力を育成する基礎基本の育成が一つで、次は学びあい、高めあいによる学習態度の定着と授業の活性化、授業のシステムの改善と開発、授業の成立を担保する授業の動機づけの重視ということで、5番目が都城市の重点施策ということですが、この5番目は市長がマニフェストにあります図書館サポーターとALTの配置ということです。最初の4つは、先生方が授業に向き合うときの方策を示しています。児童、生徒に向き合って、全ての子どもに基礎基本をしっかり付けてくださいと、そして、学力を向上させてください、という風に言っています。そのためには、詰め込みとか教え込みでなくて、こういうストラテジーがありますねと、ということを考えて取り組んでくださいということをお願いしているという話をさせていただきました。

その次の質問は、キャリア教育とは何ですかということでした。キャリア概念、授業の動機付けの中でおっしゃる将来を見通したキャリア概念の育成とはどういうことですかということでした。キャリアとは職業意識ということではありませんで、キャリア形成能力の形成、多様な生き方に対する様々な情報を適切に取捨選択でき、自らが主体的に判断して、キャリアを形成している能力を形成するということです。キャリア形成能力、人間関係形成、社会形成能力でありますとか、課題対応能力でありますとか、自己管理能力、そういうものをトータルにキャリア形成能力という風に言っていて、それをつけていく。一つとして職業、いわゆる、働く場所に行って、確かに職業の色々な物を知ることによってそういうことができてきて、それは一つの切り口であって、必ずしも職業を見せることだけが、キャリア形成ではない、見ただけでは意味がない。それを自分とどう繋げていくかという、そういうキャリア形成能力をしっかりつけていきたいと思いますよという教育ですよと申しました。したがって、それが、実際の授業の中でどういう風に考え、繋いでいくかということを実践の中でしっかりとやっていただくこと、そのことによって、授業が活性化し、この授業は面白いということになっていく、授業

の動機づけみたいなものに必要となってくるので、これと繋いで授業を活性化していきましょうということだと説明をいたしました。やはり、それが求められているのは、21世紀社会をどう想定するのかということとの関係です。知識基盤社会といわれて、全てのものが知識に基づく社会になるので、単純労働はなくなってしまうというか、単純労働、非正規雇用の方に行ってしまうとか、いわゆる高卒程度の仕事は必要でなくなってきたりすることもあるし、もう一つはグローバル社会によって、国際理解が必要なんですけれど、国を超えた連携が必要となってくる、共同が必要となってくる。それから、高度情報化社会ということで、情報が氾濫をするので、先ほど言った自分が何を選択して、きっちと考えていかないと情報に振り回される。また、社会の変化が非常に速いので、そういう力をちゃんとつけていくことが必要となってくる。少子高齢化ということでは、社会を支える人の減少もありますけれども、社会間格差というものが、これから広がっていきますので、そこをどうするかということのために、先のようなキャリア形成能力という考え方も必要となってくる。

それから、都城の子どもたちのレベルは、高いと思いますが、レベルの高い子どもを増やせば、全体の学力向上に繋がりますかという質問がありました。学力向上を言われてますけれど、どのような取り組みをしていますかということはどうですか、いろんなところでやっている施策、都城の学力調査、全国学力調査を分析をして、その結果をいわゆる各学校の方に返しています。例えば全国学力調査とかですね、いわゆる宮崎県の学力調査状況は市教育委員会が問題集を作成をして各学校に配布しているというのがあります。やはり、生活習慣、生活リズムがちゃんと定着していないというのが非常に大きな問題で、学習に対する環境というか、学習する取り組みの構えみたいなものをきちっと作らないと、なかなか難しいなというふうに考えて、生活習慣、生活リズムとかいうものをきちっとつけさせていくことを学校と家庭と地域が連携してやっていくように、一応いろんなモデルを作成をして、活用してもらっているという事をやっています。他には、先生方の研修として、学力向上セミナーを開催をしていて、夏休みを利用して、授業力向上セミナーに600人ぐらいの先生方が参加をしますけれど、そういう学力向上セミナーをやっている。これはいわゆる、モデルとなるスパーティチャーみたいな教員が、授業のやり方をいろいろ分科会に分かれて、やっている。もうひとつは、福井県から来てもらって、福井県は体力、学力、体力は日本一ですけど、子どもたちの体力は、日本一ですが、学力も一、二番を争っている県です。その話しをしていただきました。やっぱり一つはですね、県、市、町を含めて、まずですね、ほとんど35人学級なんですね、つまり市とか町とかで雇って、中学校まで35人にしている。全然違いますよね、それと小

中で異動が、先生の異動が、小学校の先生が中学校に異動して、中学校の先生が小学校に異動して、小中の異動があります。宮崎県だと、小学校は小学校、中学校は中学校、高校は高校の異動ですけど、小学校の先生が中学校に異動し、中学校の先生が小学校に異動して、つまり免許は全部持っていないといけなくて、福井県の場合、小中校の免許を全部持っていないと採用しない。どこにでも行かせられるようにしてある。そういう、違いがある。それと、部活なんかは、土日はやりません。かと言ってスポーツがそんなに弱い訳ではなくて、高校野球とかは強い、バスケットも強いし、バドミントンも強い。だけど、小中学校では普通にしかやっていない。そういう地域特性もありますけれど、まず、やっぱりですね、1年中スポーツはできないですから、結局、部活と言っても、野球も1年中できない。サッカーもできない、雪が降りますから、だから、1日の時間の使い方というか、生活のリズムというのが出来ている。宮崎県はですね、すごく日照時間が長いので、いつまでもスポーツをやっていたりするので、7時ぐらいまで部活をやっていたりする。5時で学校が終わり、家庭に帰って勉強だというリズムが無いのではという気がします。そういうこともこれから考えていく必要がある。

もう一つ、学力の高い子を引っ張れば、上がるんですかという質問があったんですが、そうではなくて、校長のヒアリングをすると、都城の場合はフタコブラクダになっているところが多い、つまり、できる層とできない層とが分かれている。そうすると平均値は真ん中位に出てきますから、ふたこぶでも山型でも平均値は同じあたりに出てくるわけで、でも中身が違うんですね。だから理想的なことは低い方を少なくして、全員が点数を高くするように、高い方に偏る分布にしていくことが大切なことです。そのために学校運営協議会等で学校ボランティアを通して、地域でできない子どもたちの放課後指導とかいろんなことをやりながら、低い層をどういう風にして学力向上させるかが大切だという話をしました。

また、都城には理工系専門学校が2校ありますが、子どもたちに科学物理等の興味を持たせるために、どのような方法を考えていますかという質問がありました。工業高校や、高専は、出前授業とか、イベントとかをやっていますので、そこと小学校が連携していくことが必要でしょうねと答えました。それから、都城市には、御池自然の家はあるのですが、非生物系の科学、つまり、物理とか、化学とかそういう非生物系の興味を引くようなものが無い、だからそこは、働きかけが必要となってくるでしょうと言いました。宮崎市には、科学館というのがある、市独自が作ったもので、ここに指導主事が2名配置されているんですね。都城に比べると恵まれているわけです。そういう施策が必要となってくるでしょうねと話をしました。生物系は自然に恵まれているので、いっぱいあるのですが、非生物系は興味関心を喚起す

るというものが無いので、高専とか工業高校とかの連携が必要となってくるといった話をさせていただきました。

それから、当初予算の市長査定で、教育委員会が何を考えているかを話をして、予算に反映させるようなことが必要ではないかということで、予算査定の前に10分ぐらい話をさせていただきました。市長と両副市長と財政課の前で、説明をさせていただきました。池田市長の3つの宝の中の子ども、子どもの育成をあげておられます。池田市長の人間力豊かな子どもたちの育成ということに、大学を活用していくことが必要なんではないかと話をさせていただきました。市が誘致した南九州大学には子どもを対象とした専門的学部があり、現在でも学生ボランティアが地域や学校にかかわっていますので、もっと積極的に連携活用してはどうかということです。

27年度の何をするかということで、一つは学校運営協議会の実働部隊の組織をちゃんと作り、学力向上のための施策をしていきたいと思います。それには、低学力の子どもたちへの支援とか放課後学習とか、土曜学習とか、少人数学級編成、学生ボランティアの活用などを今後考えていく必要があるでしょうと、それから、少子化を見据えた学校の在り方の検討、これは統廃合の問題も含まれます。それから発達障がいを持った子どもたちが増加していることへの対応といじめ不登校に対応する学習支援員の増員とか、SSW（スクールソーシャルワーカー）とか、SC（スクールカウンセラー）の増員していくことも必要です。

また、情報機器が遅れている、校内LANもないし、電子黒板、タブレット等の普段に情報機器を使う環境や教材作成するための環境整備が遅れています。学校の先生にパソコンが渡ったのは去年で、県内で一番遅い。だから、教育方法の現代化、教員の多忙化の解消のためには情報環境を整えてくださいと言いました。

また、学校チームという考え方が必要となってきます。教員は本来の仕事ができるように、できれば授業に専念できるように地域での人材の活用もきちっとしていくことが必要ですねということを話しました。以上のべたことは、27年度以降に取り組んでいきたいと思っている重点課題ですというお話をさせていただいたということです。

1月から2月にかけての生徒指導の状況は、交通事故が9件、子どもの飛び出しがほとんどということでございます。不審者、声かけ事案が11件でした。子どもが殺された事件の後にはこういったことが現れてくるので、登下校の時の安全確認というのを各学校にお願いしました。「いかのおすしひとりまえ」を徹底してくださいと各学校にお願いをしたところです。上長飯校区でランドセルをつかまれるという事件がありました。下校時に男が声をかけてきて、ランドセルをつかまれて、子どもは持っていたものを投げつけて

逃げて帰ったという事件です。和歌山の事件が起きた後です。もう一つは、中郷地区の中学生の男女が下校時に呼び止められて、ティッシュを持っていないと言われて、卑猥なことを言われて、恐ろしくなって、逃げ帰ったということです。非行が3件ありました。生徒間の暴力が小学校1件、中学校1件、いじめの相談が7件ということです。これは一応対応をしております。不登校児童の生徒数は若干増えています。小学生9名、中学生17名で、主な理由は中学校では、情緒的なものもあります。無気力なものもあります。小学校はそれほど多くないけど、中学校はちょっと増えてきているという状況にあります。

体罰については、残念なことに都城市の教諭が12月22日の英語授業中に宿題をしてこなかった男子6名に対して、机の上で最大40分正座をさせたという事件が起きました。県から処分が出ました。

学校給食の停止がありました。1月23日に市内の29校の給食を停止しました。これは、都城学校給食センターの調理員からノロウイルスが検出されたということで、ご心配をかけたと思います。保健所と協議をした結果、85度の加熱がしてあり、問題ないとのことで、金曜日は給食を出しました。学校に上がってきた報告では子どもたちがノロウイルスにかかったということは聞いておりません。その他の職員は全員陰性であったということで、翌週の水曜日から提供させていただいたということです。

校長会講話で、学びとは何かということで話をさせていただきました。南九州大学に在学している73歳の生徒の話をさせていただきました。宮日新聞にも掲載されましたが、一生涯どこでも学ぶということは大切だということで、話をさせていただきました。学びの価値のところは、使用価値と交換価値と文化的価値の話をさせていただきました。それから、朝日新聞の文武両道の記事で、阪神のマット・マートンという外野手がありますが、部活のことに関連して話をしました。彼は、大学を途中で休学して、プロの選手になったジョージア工科大学の学生です。引退後を豊かにというところで、「一つのことに没頭する日本人は野球の練習を8時間することもある。反面、人生において大切な教育をおろそかになってしまいませんか、スポーツだけ続け、20代後半から30代でやめたら、どうやって生きていくのでしょうか。僕も野球を終えた後の人生でやりたいことはたくさんある」、ですから、この人は、今度は、野球を辞めたら大学に帰って勉強して、世の中に出ると言っています。スポーツで成功する人はほんの一握りなんだから、それを辞めた時でもちゃんとやれるように勉強する必要があるということを言っています。

山田中学校が学校運営協議会、学校ボランティアで文科大臣表彰を受けました。学校運営協議会の中で、地域の学校づくりの中で、秋田県の潟上市と交流をして、石川理之助という山田地区の農業を指導した方の出身の潟上市

をされています。小学校の校長先生もここを訪問されました。このように、地域に応じた特色を出しながら、取り組んでいただければいいという例になるかなと思います。

最後に、財務省発表の学級編成に関する取り組みに反対する動きです。教育予算の拡充によってこそきめ細やかな教育が実現するんだということで、「35人学級を40人学級に戻せ」という財務省の主張に反対する集会が開かれたということです。少人数学級のさらなる推進できめ細やかな指導ということで、PTA連絡協議会とかの23の団体が一緒になって会合を開きました。

1.1 議事

○小西委員長

それでは、議事に入ります。本日は報告が27件、議案が15件、計42件です。議案第57号は教育部長より説明をお願いします。

○教育部長

※教育部長より説明

○小西委員長

ご質問はどうでしょうか。

○島津委員

歳出の方で、学校建設費が減額になっていますが、これは、工事自体ができなかったということではなくて、その範囲内に収まったということによろしいですか。

○教育部長

そうです。実績で、当初の設計額より下回ったということで、入札等で実績が下回るようになったということです。

○島津委員

体育施設整備事業についても同じ理解でよろしいでしょうか。

○スポーツ振興課長

都城運動公園と高城運動公園の入札による執行残です。

○小西委員長

ほかに質問はございませんか。よろしいでしょうか。それでは、議案第57号を決定します。続いて、議案第58号は教育部長から概要説明をお願いします。その後、各課長から詳細の説明をお願いします。ご質問は、全ての説明が終わってからまとめてお願いします。

※教育部長より概要説明

※各課長より詳細説明

○小西委員長

ご質問はございませんか。学校教育課の都城市に関する社会科副読本というのは、都城の歴史と人物の増刷でしょうか。何年に1回ですか。

○学校教育課長

3年生4年生の副読本で毎年改訂しながら印刷して配布するものです。歴史読本ではありません。歴史と人物の歴史読本ではありません。

○小西委員長

それでは、議案第58号を決定します。

○小西委員長

議案第70号を高崎教育課長から説明をお願いします。

※高崎教育課長より説明

○小西委員長

質問はよろしいでしょうか。無いようですので、議案第70号を決定します。

○小西委員長

報告第133号を美術館長より説明をお願いします。

※美術館長より説明

○小西委員長

ご質問はどうでしょうか。お尋ねします。寄贈と寄託も収集委員会で検討をして、受けるかどうかを審議されるのでしょうか。

○美術館長

寄贈寄託については、規則の中では館長の専決になっていますが、専門家の方の意見を伺うことにして、答申をいただいてから収蔵するかどうかを決めています。

○小西委員長

評価がされない場合は、お受けにならない訳ですか。

○美術館長

はい。中には、美術館に収蔵されているということで、私の作品はすごいんだよという履歴のために、寄贈される方もいらっしゃるもので、なんでもかんでも寄贈だからいただく訳にはいかないもので、どういう作品なのか、技術的にどういう評価があるのか見ていただいてからにしております。

○小西委員長

それでは、報告第133号を承認します。

○小西委員長

それでは、報告第127号、報告第128号、報告第129号、議案第68号を山之口教育課長から説明をお願いします。

※山之口教育課長より説明

○小西委員長

ご質問はよろしいでしょうか。

○島津委員

議案第68号の文化財指定推進委員会は委員の方の活動というのは、定期的に集まって協議されるとか、そういうことをされているのでしょうか。

○山之口教育課長

定期的にはという部分では、現在はありませんが、弥五郎どんについては、文化庁の選択という指定でございます。これを指定にするという意味で、この要綱がありますので、山之口教育課が事務局を持っていましたが、無くなるということで、文化財課が事務局を持つことになりました。

○小西委員長

それでは、報告第127号、報告第128号、報告第129号を承認し、議案第68号を決定いたします。

○小西委員長

報告第130号、議案第69号、議案第72号を高城教育課長より説明をお願いします。

※高城教育課副課長より説明

○小西委員長

ご質問はありませんか。それでは、報告第130号を承認し、議案第69号、議案第72号を決定します。

○小西委員長

報告第125号、報告126号、議案第67号を文化財課長より説明をお願いします。

※文化財課長より説明

○小西委員長

ご質問はありませんか。

○島津委員

議案第67号の対象地は都城市の持ち物ということで、別に市の方針としては、自然体ということで、開発するとかではなく、持っていた土地にたまたま生えていたというか、そういう感じの土地ですか。

○文化財課

高城の石山観音の北側のところになります。公園用地として、旧高城町が持っていたものに遊歩道等を付けていまして、まず最初の発見の方がその中にきのご採りに行かれた方がそういうことをご存知で、たまたま一昨年、延岡市のヤッコソウがNHKで放送になりまして、それなら、高城にもあるということになりまして、文化財課のほうへ連絡をいただいて、それが分かったものです。これが、しいの木の根元にしか発生しないものでございます。

○島津委員

土地が個人の所有地だと開発だとかの危機に陥ることリスクもあると思ったのですが、そういう状態であれば、今後とも環境的には保ちやすいと思います。

○文化財課長

おっしゃるとおり保ちやすい環境だと思います。ただ、植物の先生のお話では、継続して発生するものではなく、途中で消えることがあるということですので、新しいしいの木が必要かなと考えています。人工林ではなくて、自然林の中にございますので、そのへんはあまり心配無いのではと考えます。

○小西委員長

ほかにございませんか。それでは、報告第125号、報告126号を承認し、議案第67号を決定します。

○小西委員長

報告第131号、報告第132号を図書館長より説明をお願いします。

※図書館長から説明

○小西委員長

ご質問はよろしいでしょうか。

○島津委員

報告第131号の富松良夫賞の応募を見ますとすごく学校ごとに偏りがあって、学校の先生のスタンスによるのかなと思うのですが、なかなか簡単ではないとは思いますが、できるだけ広範囲に広がるような何か手立てがあればと思います。

○小西委員長

応募締め切りが夏休み明けというのは、先生方の多忙の中で大変かと思われますので、6月ぐらいいに変更も検討いただければと考えますが。

○小西委員長

それでは、報告第131号と報告第132号を承認します。

○小西委員長

報告第121号、報告第122号、報告第123号、報告第124号を生涯学習課長から説明をお願いします。

※生涯学習課長から説明

○小西委員長

ご質問はありませんか。お尋ねします。社会教育功績者の表彰者というのは外にも多数のノミネートがある中で選考されたのでしょうか。

○生涯学習課長

表彰規定がありますので、基本的には地区の社教連の団体、まち協の会長とかの推薦をいただいてからその中から選考することになっています。というある程度の基準があります。地区の自公連とかの事務局長の経歴が10年

以上あるとかという規定があります。そういったものと照らし合わせながら、該当するものについて表彰することになっているところです。今回につきましては、2名の個人と3団体が該当になったということです。今年は、全部対象になりました。

○小西委員長

それでは、報告第121号、報告第122号、報告第123号、報告第124号を承認いたします。

○小西委員長

報告第119号、報告第120号、報告第134号をスポーツ振興課長から説明をお願いします。

※スポーツ振興課長より説明

○小西委員長

質問はよろしいでしょうか。報告第119号、報告第120号、報告第134号を承認します。

○小西委員長

報告第113号、報告第114号、報告第115号、報告第116号、報告第117号、報告第118号、議案第64号、議案第65号、議案第66号を学校教育課長から説明をお願いします。

※学校教育課長より説明

○小西委員長

議案第64号につきましては、後ほど説明をいただくこととして、質問はありませんか。

○島津委員

議案第65号で都城市立の小中学校が対象ということで、外れるとしたら、泉ヶ丘附属中学校が外れるということになるわけですが、議案第65号の12条を見ると必要があると協力を求めることができるということで、多少関連があるように書かれていますが、これが制定された後には、泉ヶ丘にはこういうことでできましたと説明をされるのでしょうか。

○学校教育課長

小学校は市立の小学校に在籍していて、中学校は泉ヶ丘に行くケースが考えられますので、泉ヶ丘中学校と連携を図りながらと考えています。校長を通じてお願いに行かなければと考えています。

○島津委員

報告の116号ですけど、音楽大会とまったく他にも同じようなものがあるかも知れませんが、対象が都城市立小中学校にするというのは、当然泉ヶ丘は外れるということで都城市出身の子どもが不利益を受けるようなことは想定しなくていいのでしょうか。県立なので県の方からいろんなものが出

ていると考えられますが、都城からは無くて、都城の子どもが不利益を被るというのは気の毒だなと思ったので、何かの折にもし漏れているのであれば、拾い上げていただくようにお願いします。

○小西委員長

いじめ条例はパブリックコメント実施とありますが、4月5月にかけて1回実施されるのですね。

○学校教育課長

パブリックコメントのための庁議に付議して、了解されればパブコメを実施するという流れになります。

○学校教育課長

確か、

○赤松委員

精励賞表彰を受けるもの以外に、推薦が挙がってきているのですか。挙がってきているものは全部表彰されているのですか。

○学校教育課長

善行部門につきましては、各学校にお願いをして、推薦をあげていただきながら、過去に受賞が無いかを確認しながら、ほぼ推薦どおり表彰の決定をしています。

○赤松委員

1つの学校で10挙がってきて5が市に挙がって来ているのであれば、残り校長先生が表彰しているとかがあるのかなと思ったので。

○小西委員長

報告第113号、報告第114号、報告第115号、報告第116号、報告第117号、報告第118号を承認しまして、議案第65号、議案第66号を決定します。議案第64号は再度説明をお願いします。

○小西委員長

報告第108号、報告第109号、報告第110号、報告第111号、報告第112号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第71号、議案第73号を教育総務課長から説明をお願いします。

※教育総務課長より説明

○小西委員長

ご質問はありませんか。

○島津委員

議案第71号の総合支所の教育課がなくなっていく関係で補助執行というのはあくまでも最終責任は教育委員会にあるということで、補助執行でお願いしている以上は、都度、都度、何かの報告をいただく、こちらの指示を出

すという仕組みをつくらないといけないと思います。出来上がった段階で説明をお願いします。

○教育部長

昨日、部長会議がありまして、委員会の意向を話させていただきました。教育委員会として心配しているのは、市長部局に補助執行をしていくということで、その業務自体は市長部局の職員がしていく、そうすると、教育的視点というのが、少しずつ人が変わるたびに薄れていく。そうすると、教育委員会の方針というのがうまく伝わらなくなっていくのかということがあって、そのことを教育委員会の部会議、定例教育委員会の説明にしても関係職員が来て説明をする、こういう方針でいきたいというときは、ここで議案として付議して、教育委員会の決定をいただいて実行していくと、事務進捗についても部会議に出席してもらい、課長ではないかもしれませんが、他の部局もそうですが、規模が縮小されて、ひとつの課で複数部持っていたり、例えば、商工部であったり、健康部であったりしていますが、本庁としっかり連携をとりながらやっているものですから、そういった形では、本庁の教育総務課、学校教育課、生涯学習課、スポーツ振興課それぞれに担当者会議をつくっていくということになります。私のほうからお願いしたのは、委員会としての考え方もあるので、私のほうは部のほうの責任者ということになるので、総合支所長を含めて連絡会議、情報交換をしてほしいということを部長会議で申し入れをしておきました。委員の方々が心配されている、教育委員会として方針があるのだから。今後、社会教育施設をどう運営していくのか、どう活用していくのか、といったことも、方向性としては十分教育委員会に情報提供をして、相談していただくことが必要かなと思います。いろんな部分で教育委員会におはかりするという体制を事務局の方では作っていきたいと考えています。

○小西委員長

それでは、報告第108号、報告第109号、報告第110号、報告第111号、報告第112号を承認しまして、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号、議案第63号、議案第71号、議案第73号を決定いたします。

○小西委員長

学校教育課長から先ほどの議案第64号の説明をお願いします。

※学校教育課長より説明

○小西委員長

ご質問はございませんか。

○赤松委員

研究領域が都城学校教育ビジョンとありますが、いくつか研究領域を定め

て公募されたのでしょうか。

○学校教育課長

研究療育につきましては、学校教育ビジョンの中の知、徳、体、ふるさとという4つの柱がございますが、この4つの柱について、平成24年度から一通り4校指定が終わりまして、新たに学校教育ビジョンという形で募集をしようということで、南小学校も実際算数でしたが、知育だったんですが、ひと括りで、研究領域は決めました。

○赤松委員

いくつか、研究領域があるのではなくて、学校教育ビジョンという研究領域で好きなことをやりなさいという公募だったんですね。

○学校教育課長

その中には、山之口小もそうだったんですけど、知育に集中するかなと思います。徳育、体育はなかなかというところもありまして、一通り4つの研究公開が終わって、全体をひっくるめて、ビジョンという形で、募集したいということでした。

○赤松委員

そういった募集に応募されてきたということですね。

○小西委員長

今後、手をあげられなかった場合、次を待たれて、空白になるのですか。

○学校教育課長

空白という形ではなくて、過去の指定の経緯を見ながら、依頼することになると思います。

○小西委員長

仮に複数校が手をあげられた場合は、精査されて、不十分だった場合取り上げられないということも有りますか。

○学校教育課長

却下する可能性は無いと思います。折角、学校がやる気を出しているので、いろいろ軌道修正をかけながら、整えていくことになると思います。

○小西委員長

それでは、議案第64号を決定いたします。

12 その他

行事報告・予定等

2月臨時教育委員会

平成27年2月25日（水）9：30

南別館3階委員会室

3月定例教育委員会

平成27年3月7日（土）9：30
南別館3階委員会室

13 閉会

以上で、2月の定例教育委員会を終了いたします。

この会議録は、真正であることを認め、ここに署名する。

署名委員

署名委員

書記

委員長